

## 大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素を排出しない自然エネルギー利用の普及促進と、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、家庭用リチウムイオン蓄電池の設置費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大月市補助金交付規程（昭和43年大月市訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象設備)

第2条 大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表に定める要件を満たしたものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含む。）に新たに対象設備を設置（以下「設備設置」という。）した者又は自らが居住する目的で居住の用に供したことの無い市内の対象設備付き住宅（併用住宅を含む。）を購入（以下「新築購入」という。）した者で、市税等を滞納していない者とする。

(補助金)

第4条 補助金は、50,000円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備設置後又は新築購入後3月以内に、大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の決定通知書を受けたときは、市長に大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付請求書（様式第3号）を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付する。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(協力)

第9条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じてデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象設備	要件	補助金の額
家庭用リチウムイオン蓄電池	<ol style="list-style-type: none"><li>1 リチウムの酸化及び還元で電力を供給する蓄電池に加え、インバータ、コンバータ又はパワーコンディショナその他の電力変換装置を備えた設備として一体的に構成されたものであること。</li><li>2 経済産業省の「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」の対象設備又はこれに準ずる性能を有するものであること。</li><li>3 自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含む。）に太陽光発電システム（10キロワット未満）を設置し、電力会社と電気受給契約（余剰電力の売電契約）を結び、同システムが発電する電力を蓄放電できるリチウムイオン蓄電池であること。</li><li>4 リース又は中古のリチウムイオン蓄電池でないこと。</li></ol>	5万円

年 月 日

(あて先)  
大月市長

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付申請書

大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金の交付を受けたいので、大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 設置場所 大月市
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 蓄電容量 キロワット・アワー
- 4 事業費の内訳

総事業費	市の補助金額	自己資金額
円	円	円

- 5 添付書類
  - (1) 対象設備の設備設置又は新築購入に係る内訳書(見積書)の写し及び領収書の写し(なお、新築購入の場合は、住宅引き渡しができる書類の写しも添付してください。)
  - (2) 太陽光発電システム設置に係る電力会社との受給契約書の写し
  - (3) 対象設備の設置場所案内図及び設置完了写真
  - (4) 対象設備の仕様が分かる概要書又はパンフレット等
  - (5) その他市長が必要と認める書類

調査に関わる同意

この補助金の交付申請に関し、私の住民登録及び市税等の収納状況について調査することに同意します。

(自署) \_\_\_\_\_

(あて先)  
申請者

大月市長 印

大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金については、大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付条件

- (1) 申請者は、市長が第 8 条の規定による補助金の返還を請求したときは、これに従うこと。
- (2) 申請者は、市長が第 9 条の規定による協力を求めたときは、これに協力すること。

大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の返還）

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（協力）

第 9 条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じてデータの提供その他の協力を求めることができる。

年 月 日

(あて先)  
大月市長

(申請者) 住所  
氏名 印

大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付請求書

年 月 日付け大月市指令第 号で交付の決定を受けた、大月市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金として、下記の金額を交付されますよう請求します。

記

補助金交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

補助金振込先 (申請者名義の口座)

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店
預金の種別	普通・当座・その他	
(フリガナ) 口座名義人	( )	
口座番号		